

○東庄町空き家等活用事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第49号

改正 令和5年3月31日告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の活性化と移住・定住の促進を図るため、東庄町空き家・空き地バンク設置要綱（平成27年東庄町告示第39号。以下「空き家・空き地バンク」という。）に基づき登録された空き家及び空き地の利活用に要する経費に対し、予算の範囲内において、東庄町空き家等活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅又はこれと同様の状態にある住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 町内に存する建築物の建っていない土地であって利用されていないものをいう。
- (3) 登録空き家等 空き家・空き地バンクに登録された空き家及び空き地をいう。
- (4) 物件登録者 空き家・空き地バンクに物件登録した者をいう。
- (5) 利用登録者 空き家・空き地バンクの利用登録した者をいう。
- (6) 親族 3親等内の血族又は姻族をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 物件登録者

- (2) 利用登録者であつて、町内に居住する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

(1) 本人又は同一の世帯に属する者が、交付申請時において町税の滞納がある場合

(2) 本人又は同一の世帯に属する者が、東庄町暴力団排除条例（平成24年東庄町条例第1号）に規定する暴力団員等である場合

(3) 第5条に規定する事業種目において親族が関係する場合

(4) 過去に本補助金又は同種の補助金の交付を受けている場合

(5) 前各号のほか、町長が適当でないとする者

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、空き家・空き地バンクに登録された物件とする。

(交付の対象及び補助額等)

第5条 交付の対象となる事業種目、補助対象者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象経費のうち消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

2 補助金の交付は、補助対象物件1件につき1事業種目1回とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東庄町空き家等活用事業補助金交付申請書及び請求書（別記様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、東庄町空き家等活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対しては、速やかに補助金を交付するものとする。

(状況の調査)

第9条 町長は、本事業が適切に施行されたかどうか等を確認するため、必要があると認めたときは、関係者等に対し申請内容について確認し、又は現地確認調査等を行うことができるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付申請日から2年未満に登録空き家等の登録を取り消した（空き家・空き地バンクを活用して登録空き家を売却又は賃貸したことにより当該登録を取り消したときを除く。）とき。
- (3) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、東庄町空き家等活用事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者は、町長が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第39号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助額
1. 家財道具処分	物件登録者又は 利用登録者	家財道具等の処分・搬出 するために要した費用	補助対象経費の 2 分の 1 (上限は 5 0, 0 0 0 円)
2. 仲介手数料	物件登録者及び 利用登録者	売買又は賃貸借契約に要 した仲介手数料	補助対象経費の 2 分の 1 (上限は 5 0, 0 0 0 円)

別表第 2（第 6 条関係）

事業種目	添付書類
1. 家財道具処分	(1) 事業計画書（別記様式第 2 号） (2) 宣誓書兼同意書（別記様式第 3 号） (3) 事業実施前と実施後が分かる写真 (4) 費用を支払ったことを証する書類の写し（領収書など） (5) 住民票の写し（本籍地記載のもの）（東庄町に住民登録がある場合は省略できます。） (6) 補助金の振込先口座が分かる書類等の写し（預金通帳又はキャッシュカード等） (7) その他町長が必要と認める書類
2. 仲介手数料	(1) 事業計画書（別記様式第 2 号） (2) 宣誓書兼同意書（別記様式第 3 号） (3) 媒介契約書の写し (4) 費用を支払ったことを証する書類の写し（領収書など） (5) 住民票の写し（本籍地記載のもの）（東庄町に住民登録がある場合は省略できます。） (6) 補助金の振込先口座が分かる書類等の写し（預金通帳又はキャッシュカード等） (7) その他町長が必要と認める書類